本則（第十三条を除く。）中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第一号中「原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び」を「試験研究用等原子炉（」に改め、同条第二号中「もの（発電の用に供するものを除く。）」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二条中「省令」を「規則」に改め、同条第一号中「原子炉（」を「試験研究用等原子炉（」に改め、同条第二号中「原子炉をいう。」を「試験研究用等原子炉をいう。」に改め、同条第三号中「原子炉のうち」を「試験研究用等原子炉のうち」に改め、同条第四号イ及びロ中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第三条第一項中「省令」を「規則」に改める。

第五条中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第六条第三項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第八条中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第十一条第三項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第十三条第一号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同号ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第十四条の二第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十九条ただし書中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第二号中「原子炉に」を「試験研究用等原子炉に」に改め、同条第三号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第四号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十条中「原子炉に係る」を「試験研究用等原子炉に係る」に改める。

第二十一条第二項中「原子炉に係る」を「試験研究用等原子炉に係る」に改め、同条第三項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十二条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第三項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十三条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第四項第一号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十四条第二項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第三項及び第四項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第二十七条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第二十九条第二項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十条中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十三条第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十八条第一項第一号及び第二号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第二項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条第四項第一号及び第四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第三十九条第二項中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。

第四十条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第四十七条第一項第三号及び第四号中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改める。

第五十条第一項第二号及び第三号並びに同条第二項第一号中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改め、同条第四項第一号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十三条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に、同条第二号イ及び同条第三号イ中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の廃止）

第十四条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十号）は廃止する。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則の廃止）

第十五条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十一号）は廃止する。

（研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十六条　研究開発段階における発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「研究開発段階における発電の用に供する原子炉」を「研究開発段階発電用原子炉」に改める。

本則（第四十三条の九から第四十三条の十三まで及び第四十三条の十四を除く。）中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条に規定する原子炉」を「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設」に改める。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条第二項中「省令」を「規則」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に、「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に改める。

第五十五条中「第五十二条」を「第百三十四条」に改め、同条を第百三十七条とする。

第五十四条第一項及び第二項中「第五十二条」を「第百三十四条」に改め、同条を第百三十六条とする。

第五十三条を第百三十五条とする。

第五十一条及び第五十二条を削る。

第五十条中「法第三十七条第六項」を「法第四十三条の三の二十四第六項」に、「様式第三の二」を「様式第四」に、「様式第四」を「様式第五」に改め、同条を第百三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（フレキシブルディスクによる手続）

第百三十四条　次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第五十九条第一項又は第三項の運転計画	様式第七
第百三十一条第一項の報告書	様式第八

2　次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一　第六十条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

二　第九十条第二項の届出書

三　第九十一条第一項の申請書

四　第九十三条第二項の届出書

第四十九条中「法第二十六条第二項」を「法第四十三条の三の八第三項」に、「法第三十二条第二項」を「法第四十三条の三の十九第二項」に、「届出に係る書類」を「届出書」に、「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改め、同条を第百三十二条とする。